

裁 決 書

審査請求人

代理人

代理人

代理人

代理人

平成21年2月5日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成21年1月19日付けで審査請求人に対し行った生活保護申請却下処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、平成21年1月19日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、生活保護申請却下処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成21年2月5日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張している。

「保護の要否判定を行うに必要な前3ヶ月の収入を把握できなかった」として申請を却下されたが、申請時に提出した売上げなどの集計表は、伝票を整理し直すなどして再提出しており、収入が把握できないという根拠はない。

裁 決 の 理 由

1 本件に関しては次の事実が認められる。

[Redacted text block]

2 判断

(1) 法の規定等について

ア 生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のため活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされる（法第8条第1項）。

イ 保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない（法第24条第1項）。

また、当該通知は、申請のあった日から14日以内に行わなければならないとされ、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる（法第24条第3項）。

なお、保護の申請をしてから30日以内に当該通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができるとされている（法第24条第4項）。

ウ 保護の実施機関は、保護の新規申請時における収入状況等の調査把握をより確実にするため、申請者に対し、収入状況について勤労収入、年金、仕送り、保険金等その収入の種類ごとに克明に記入した書面（以下「収入申告書」という。）や当該記入内容を証明するに足る資料の提出を求めることとされている。そして、保護の決定及び実施に当たっては、当該申請者の現在の需要を的確に把握したうえで、法第24条に基づき、保護の要否、種類、程度及び方法を決定しなければならないとされており、収入状況の調査につき当該申請者の協力が得られない場合、適切な保護の決定を行うことが困難となるから、このような場合には、当該申請者に対し、生活保護法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、やむを得なければ、法第28条の規定による保護申請を却下することについて検討することとされている（生活保護の適正実施の推進について（昭和56年11月17日付け社保第123号厚生省社会局保護課長・監査指導課長通知））。

(2) 処分庁の主張

処分庁は、平成21年2月17日付け弁明書において、請求人から保護の申請を受けて、14日以内に保護の決定ができなかったため、30日まで延長したが、その期限である平成21年1月16日の段階でもなお請求人世帯の収入状況の把握が困難であったことから申請を却下したので、処分に違法・不当な点はないと主張する。

(3) 原処分について

ア まず、請求人の収入状況等についてであるが、前記1の(3)ないし(6)によると、請求人が提出した資料は、提出するたびに、内容に相違があったことが認められる。

したがって、確かに平成21年1月16日の段階では、資料が不完全で収入状況等を把握することはできなかったと推認できるが、請求人が処分庁に対して協力を拒む等の態度は見られないので、さらに調査を続ければ、当該世帯の収入状況等を把握することは可能であったと言わざるを得ない。

イ 本件においては、処分庁は、請求人が保護を申請してから30日という期限が到来したことを理由に、収入状況等の把握を完了させることなく申請を却下している。

保護の要否は、要保護者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のため活用した上で、当該要保護者の最低生活費と収入とを対比して決定されるものであり(前記(1)のア)、保護の要否の決定に当たっては、保護の実施機関は、当該要保護者の収入について十分把握する必要がある。また、法は、保護の申請から30日が経過した場合について、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる旨の規定を有している(前記(1)のイ)が、保護の実施機関が保護の申請を却下できる旨の規定はない。

したがって、単に保護の申請から30日以内に「保護の要否」を判断するに足る収入状況等を把握できないことをもって、申請を却下している原処分は、不相当といわざるを得ない。

以上のとおり、処分庁が請求人に対し適切な保護の決定を行うことが困難であったとは認められないから、本件審査請求は理由がある。

よって、主文のとおり裁決する。

平成21年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

